

柏市水道事業ビジョン
及び
柏市下水道事業中長期経営計画
策定支援業務委託
仕様書

令和6年度

柏市

*以下の記載において、特に業務区分の断りがないものについては、「水道事業ビジョン」及び「下水道事業中長期経営計画」に共通する項目とする。

1 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

2 業務の履行場所

(1) 注文者と請負人の双方が対面形式で実行する事項又は第2項第2号での対応ができない事項

柏市上下水道局庁舎（柏市千代田一丁目2番32号）

なお、電子通信機器を用いて、映像と音声の送受信による通話の方法によることができると注文者と請負人が合意した場合においては、請負人は任意の執務場所を履行場所とすることができる。

ただし、請負人の任意の履行場所については、業務上知り得た秘密を保持する観点から、第三者への情報の漏洩を防止できる場所に限定するものとする。

(2) 請負人の責務において実行する事項

前号のただし書の条件を確保できる任意の場所

3 責務

請負人は、次に列記する法令並びに参考又は引用をするべき資料及び文献に準拠して業務を遂行すること。

(1) 法令

ア 水道法（昭和32年法律第177号）並びに同法で定める政令及び省令

イ 下水道法（昭和33年法律第32号）並びに同法で定める政令及び省令

ウ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）並びに同法で定める政令及び省令

エ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）

オ その他の関係法令

(2) 参考又は引用をするべき資料及び文献

本業務を履行するに当たり、参考又は引用をするべき資料及び文献（以下「資料等」という。）のうち、本市が保有するものについては、これを請負人に貸与するものとし、それ以外の資料等については、請負人において収集する

ものとする。

また、この号に列記がされていない資料及び文献を引用する必要がある場合は、注文者との事前の調整を経ること。

請負人は、本市が貸与した資料等について、「第2項各号に規定する業務の履行場所以外へ持ち出さないこと。」及び「複写及び複製については請負業務に関連する事項に限って認めること。」を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって使用し、業務完了後に速やかに本市へ返却するものとする。

ア 「水道事業ビジョン」作成の手引き（厚生労働省健康局 平成26年3月作成）

イ 水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（厚生労働省健康局 平成21年7月作成）

ウ 令和6年度 公営企業の経理の手引（地方公営企業制度研究会編）

エ 柏市水道事業ビジョン

オ 柏市下水道事業中長期経営計画

カ 「柏市水道事業管路整備計画策定業務委託」の成果物

キ 「柏市水源地施設・設備更新計画等策定業務委託」の成果物

※カ及びキは本業務とは別に実施しているものである。カ及びキの資料提供時期については契約締結後に別途調整を行う。また、本業務の成果についても、カ及びキの請負人に提供するものとする。

4 成果物

(1) 本業務の仕事の結果として作成する成果物については、次のとおりとする。

なお、成果物については、紙媒体で作成することとし、イからキまでの成果物については、電子データ（以下「データ版」という。）での作成も行うこととする。

ア 委託業務実施完了報告書

イ 水道事業ビジョン A4版製本 50部

ウ 水道事業ビジョン（概要版） A4版製本 50部

エ アセットマネジメント報告書 A4版製本 50部

オ アセットマネジメント報告書（概要版） A4版製本 50部

カ 下水道事業中長期経営計画 A4版製本 50部

キ 下水道事業中長期経営計画（概要版） A4版製本 50部

ク 各種引用データ及び集計データの成果物

ケ 打ち合わせ記録簿

(2) 成果物を作成する上で、次の事項を遵守すること。

ア 第三者の著作物を引用する必要がある、かつ、引用に関する許諾が必要な場合は、所要の手続を行うこと。

イ 官公庁を含む第三者が作成した分析結果や統計に関する情報を用いる場合は、出典元を併記すること。また、利用に関して許諾が必要な場合は、適宜の対応を図ること。

ウ データ版の成果物については、注文者が再編集又は加工を行うことを前提に、マイクロソフト社製の「ワード」又は「エクセル」でその作業が実行できる形式で作成すること。

(3) データ版を納品する際の保存媒体については、長期の保存年限（概ね10年以上）及び読み取りの機器の標準性を考慮し、光ディスクを基本とする。

なお、データ版については、納品の前に「自己伝染機能」、「潜伏機能」及び「発病機能」が混入していないことを必ず確認すること。

(4) 成果品の検査及び納品について

本契約に関する報酬の支払方法については、2回払い（令和6年度中の出来高に応じた当該年度中の中間払い及び中間払い後の出来高に応じた令和7年度中の支払い。）とすることから、検査の時期及び納品については次のとおりとする。

ア 中間検査（令和6年度の報酬の支払い）

契約締結日の翌日から中間検査の対象となる期間の末日までの仕事の出来高に対する報酬の請求のため、請負人は令和7年3月上旬までに注文者に対して中間検査願を提出することとする。

イ 完了検査（令和7年度の報酬の支払い）

成果品が完成しそれを注文者へ引き渡そうとするときは、請負人は注文者に対してその品質に関する検査を行うための検査願届を令和8年3月中旬までに提出することとする。

ウ 納品

完了検査の終了の後、委託期間の期限内に速やかに履行すること。

(5) 担保責任の範囲及び損害賠償について

ア 担保責任の範囲

成果物の納品後に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある

ことが明らかになったときは、注文者は請負人に対して追完の請求を求めることができる。

その他、成果物に仕様書の内容に適合しない項目が発見された場合は、その発生の原因が注文者の責めに帰すべき事由に起因するときを除き、注文者は請負人に対し、追完の請求、報酬の減額の請求及び損害賠償の請求をすることができる。

なお、請求については、注文者が不適合を知った時から1年以内に請負人へ請求し、かつ、相当の期間を定めて追完の催告を行ったときに限り行うことができることとし、請負人が不適合を知っていたとき又は重大な過失によって不適合を知らなかったときはこの限りでない。

イ 損害賠償

請負人が本仕様書に違反し、請負人の責めに帰すべき事由により、注文者に損害を与えたときは、請負人はその損害額を注文者に賠償する。

5 再委託について

請負人は、業務の全部又は仕様書に掲げる主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、第三者への委託の目的が請負人と第三者がそれぞれが保有する高度な専門分野を連携することで得られる相乗効果が成果物に有益な効果をもたらすものである場合又は仕様書で定める成果物の品質を確保する上で不可欠な分野の補完を行うものである場合においては、あらかじめ注文者との事前協議を行いその承諾を得ることを条件として、再委託ができるものとする。

6 契約額の種別及び報酬の支払方法

(1) 契約額の種別

総価契約

(2) 報酬の支払方法

2回払い（1回目（令和6年度中の支払い）：令和6年度中に実施する中間検査に対応した出来高に対する額，2回目（令和7年度中の支払い）：完了検査の後に確定した最終的な出来高を基礎として算出した支払可能額から令和6年度の既支払額を控除した額）

(3) 支払の時期

令和6年度中の支払いは業務に関する中間検査、令和7年度中の支払いは業務に関する完了検査をそれぞれ経た後に、注文者は請負人から支払に係る請求書を受領した日以後30日以内に請求のあった債務を履行する。

7 契約時の提出書類

(1) 着手関係の書類

請負人は、業務の着手にあたり、契約締結後速やかに、着手届、委託業務担当者届、契約金額内訳明細書、工程表及び下請業選任届を注文者へ提出する。

(2) 業務計画書

請負人は、本業務に関するプロポーザルの提案内容を踏まえ、注文者との協議のうえ、次の項目を記載した業務計画書を作成し、注文者の承認を得るものとする。

なお、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで変更後の計画書を注文者に提出しなければならない。

ア 業務実施方針

イ 業務体制計画（主任技術者・担当技術者体制及び緊急時連絡体制を含む）

ウ 打ち合わせ計画

エ その他必要な事項

8 その他

(1) 請負人は、業務の遂行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(2) 請負人は、善良な管理者の注意をもって、本仕様書に基づく業務を誠実に遂行すること。

(3) 注文者は、請負人の委託業務の履行状況を適宜に調査・確認し、報告を求めることができるものとし、かつ、必要に応じて改善を求めることができるものとする。

(4) 本仕様書に掲げる業務内容の履行のため、業務遂行の過程において生じた疑義や本仕様書に定めのない事項については、注文者と請負人との間で必要に応じて適宜協議を実施し、決定するものとする。

なお、軽微な変更については、契約額に影響しないものとする。

9 業務内容

請負人は、次に掲げる業務を信義に従い誠実に履行するとともに、注文者が本業務に附帯して行う業務に関してその目的を達成するために必要となる作業及び支援を行うことのほか、本市の現状に応じた各種の提案を行うものとする。

(1) 共通事項

ア 組織形態に合わせた成果物の調製

本市の水道及び下水道の両事業（以下「上下水道事業」という。）の経営については、効率的かつ効果的な組織に再編し、経営基盤の強化を図ることを目的として一つの企業体として執行することとなった経過があることを踏まえ、本委託の成果品については、現時点では別個に策定されている「水道事業ビジョン」及び「下水道事業中長期経営計画」を統合して作成するものとする。

なお、レイアウトや構成については、注文者と請負人との協議により決定するものとする。

イ 計画の設定期間及び網羅すべき内容

当面の目標点については、策定の初年度である令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

また、当該期間については、5年を単位とする前期及び後期の2期に区分することとし、それぞれの期間ごとに重点目標の達成状況を把握し検証するための成果目標（アウトカム）を設定する。

なお、計画の策定に当たっては、50年、100年先の将来を見据えた本市が目指す事業運営の将来像、その実現に向けた重点目標及び理想像も併せて明示することとする。

ウ 全体計画の策定

本業務の実施について、作業方針、日程、役割分担など全体スケジュールの作成を行う。

エ 成果品に記載する本市の情報に関する整理

上下水道事業に関する歴史的経緯、地理的条件、行政人口推移及び産業の状況といった必要な情報を収集し調製する。

オ 資料収集

業務を履行するために必要な資料を収集し、必要に応じて分析や推計を行う。

カ 会議の支援

水道事業ビジョン及び下水道事業中長期経営計画の策定過程において、注文者が開催を予定している次の会合における資料の作成及び運営の支援を行うとともに、注文者の求めに応じて会議に同席をすることとする。

(ア) 上下水道事業運営審議会（契約期間中の開催の回数は、6回を予定（令和6年8月現在）。ただし、仕様書に定めのない事項の発生、調整事項の増加又はその他事情により、会議の回数が2回程度増える場合がある。）

(イ) 局内で行う計画策定に関する各種の会議（令和6年12月以降、1月当たり1回を想定）

キ パブリックコメントの実施支援

注文者が行うパブリックコメントに対して、次の支援を行う。

(ア) 資料の作成

(イ) 意見の取りまとめ・分析

(ウ) 水道事業ビジョン及び下水道事業中長期経営計画への反映

ク 事業の進捗に関する協議の実施

必要に応じて、対面方式若しくは電子通信機器を利用した打ち合わせを実施するものとする。

なお、請負人は、打ち合わせ記録簿を作成し、その調製後に注文者へ提出することとする。

ケ 論点整理に関する記録の作成

会議及び打ち合わせにおいて示された課題並びに分析及び検証が必要となる項目（結論付けや解決までに時間や第三者との調整を要する類のもの）については、進捗状況、具体的な対応の手法及び経過並びに対応の完了・未了の別を把握するため、それぞれの区分ごとに整理若しくは管理するための記録を請負人が作成し、注文者へ提出することで双方が情報を共有できるようにする。

(2) 水道事業ビジョンの改定業務

ア 現行の水道事業ビジョンの総括

(ア) 本市の水道事業について、沿革、事業概要、施設の概要、水道料金、水需要、災害対策、施設の老朽化状況、更新需要、水質及び組織体制といった事項を把握する。

(イ) 現行の水道事業ビジョンにおける主要施策について、計画期間末までの進捗状況を整理し、達成度を把握する。

その際、可能なものについては、業務指標（P I）を用いて定量的に進捗状況を評価する。

また、進捗に遅れが生じている施策については、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の面から課題を抽出し整理する。

イ 現状の評価及び課題の整理

本市の水道事業の現状について、業務指標（P I）を用いて安全、強靱、持続の面から、原価の計算を行うことで財政的な面から評価を行うとともに、それぞれの課題を整理する。

ウ 将来の事業環境の検討（水需要予測）

本市の水道事業に関する将来の事業環境を把握するために、次の項目についての今後の変化を検討し、可能なものについては図表を用いて示す。

(ア) 外部環境に関する検討項目

- a 人口の減少に伴う料金収入の見通し
- b 給水量の減少に伴う施設の効率性低下
- c 水質汚染を含めた水源水質の状況
- d 降水量の変動による利水の安定性の低下

(イ) 内部環境に関する検討項目

- a 施設の老朽化
- b 資金の確保
- c 職員数の見通し

エ 将来の理想像及び目標の設定

経営の効率化及び健全化に向けた基本方針に相当するものとして、安全、強靱及び持続の面から、本市における水道事業の将来の理想像及び目標を設定する。

オ 実現方策及び推進体制の検討

エで設定した将来像及び目標を実現するための実施方策（広域化やウォーターPPP等の官民連携）及び実施方策を推進するための体制（関係者の役割分担やフォローアップ）について、それぞれ検討する。

カ シミュレーションの実施

水道事業ビジョンの策定に当たっては、さまざまな項目（職員数、施設、給水人口、料金収入等）を条件として設定したシミュレーションを実施する。シミュレーションを行うに当たっては、本市からの求めに応じて、次の項

目を反映させることとする。

シミュレーションツールについては、数値の変更が生じた場合に本市が水道料金体系の変更の要否について判断できるようにするため、注文者に提供することとする（原則としてエクセルで提供すること）。

(ア) 将来必要とする投資的経費（老朽化や耐震化対策に要する経費）に対して、現行の水道料金体系に基づく収益で必要な事業費を確保できるか否かの検証

(イ) 水需要予測に応じた水道施設のダウンサイジングに関する検証や事業費の予測

(ウ) 広域化に係る検証及び効果

(エ) その他、事業経営の効率化や費用削減のための検証

キ アセットマネジメント（施設更新計画）の策定

水道事業ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動であるアセットマネジメントを行う。

なお、実施するアセットマネジメントは、国土交通省による「水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き」に定めたタイプ3Cとし、3

(2) カ及びキの計画（以下、「別計画」という。）との整合を図るものとする。

(ア) 資産の現状把握

建設改良費の実績、構造物及び設備の建設年度別帳簿原価、管路の布設年度別延長、減価償却費、元利償還予定額といった資産データを、厚生労働省が作成した「簡易支援ツール」を用いて整理し、資産の現状を把握する。

(イ) 資産の将来見通しの把握

更新事業を全く行わなかった場合、資産の健全度が将来どの程度低下していくか（老朽化が将来どの程度進むか）を把握する。

(ウ) 更新需要の算定

重要度や更新の優先度に基づいて対象資産の更新基準（更新年数）を設定し、将来の更新需要の算定を行う。

(エ) 更新需要の見直し

別計画の策定業務による施設・管路の耐震化や再整備の検討結果を踏まえ、更新需要の見直し及び資産の健全度の検討を行う。

(f) 財政収支見通しの検討

現行の料金水準を妥当なものとして将来据え置く場合（料金据置ケース）と、料金改定や企業債の借り入れにより必要な財源を確保する場合（財源確保ケース）の2種類のケースで財政収支のシミュレーションを行い、財政収支見通しを検討する。

(g) 妥当性の確認・改善方法の検討

検討結果を取りまとめ、水道事業の持続可能性の観点からその妥当性を確認するとともに、検討手法のレベルアップに向けた改善方法の検討を行う。

(h) 投資・財政計画の策定

今後60年間における収益的収支及び資本的収支の財政収支計算を行い、事業実施に伴う水道財政への影響を把握した上で、財源的な見通しを投資・財政計画として策定する。

投資・財政計画は、計画期間内に合理的に実施する形での投資試算及び計画期間内に必要な財政負担を補う財源試算により示される収入が均衡した形で策定するものとする。

(i) 検討結果の取りまとめ

アセットマネジメントの検討結果は、水道事業ビジョンとは別の報告書として取りまとめる。

(3) 下水道事業中長期経営計画改定業務

ア 現行計画の総括

(ア) 本市における下水道事業について、沿革、事業概要、施設の概要、下水道使用料、雨水整備、災害対策、施設の老朽化状況、更新需要、組織体制といった項目から把握する。

(イ) 現行の下水道事業中長期経営計画における主要施策について、現在までの進捗状況を整理し、達成度を把握する。

また、進捗に遅れが生じている施策については、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の面から課題を抽出し整理する。

イ 現状の評価及び課題の整理

本市の下水道事業の現状について、事業運営及び財政的な面から評価を行

うとともに、それぞれの課題を整理する。

ウ 将来の事業環境の検討

本市の下水道事業に関する将来の事業環境を把握するために、次の項目についての今後の変化を検討し、可能なものについては図表を用いて示す。

(ア) 外部環境に関する検討項目

- a 人口の減少に伴う使用料収入の見通し
- b 有収水量の減少
- c 降水量の変動に伴う雨水幹線の整備

(イ) 内部環境に関する検討項目

- a 施設の老朽化
- b 資金の確保
- c 職員数の見通し

エ 将来の理想像及び目標の設定

経営の効率化及び健全化に向けた基本方針に相当するものとして、施策、経営及び組織の面から、本市における下水道事業の将来の理想像及び目標を設定する。

オ 実現方策及び推進体制の検討

エで設定した将来像及び目標を実現するための実施方策並びに実施方策を推進するための体制（関係者の役割分担やフォローアップ）について、それぞれ検討する。

カ シミュレーションの実施

下水道事業中長期経営計画の策定に当たっては、さまざまな項目（職員数、施設、下水道処理人口、使用料収入等）を条件として設定したシミュレーションを実施する。

シミュレーションを行うに当たっては、本市からの求めに応じて、次の項目を反映させることとする。

シミュレーションツールについては、数値の変更が生じた場合に本市が水道料金体系の変更の要否について判断できるようにするため、注文者に提供することとする（原則としてエクセルで提供すること）。

(ア) 将来必要とする投資的経費（老朽化や耐震化対策に要する経費）に対して、現行の下水道使用料体系に基づく収益で必要な事業費を確保できるか否かの検証

- (イ) 有収水量の予測に応じた下水道施設のダウンサイジングに関する検証や事業費の予測。なお、事業費は汚水処理費・雨水処理費・その他処理費に分けて算出することとする。
- (ウ) 広域化に係る検証及び効果
- (エ) 合流区域の解消に関する検証
- (オ) その他、事業経営の効率化や費用削減のための検証

10 担当部署

柏市 上下水道局 経営企画課 廣田，塚，椿

電 話：04－7136－2339（直通）

F a x：04－7167－1165

E-mail：keieikikaku@city.kashiwa.chiba.jp